

# 第7条関係：宿泊者への説明



## 葛飾区旅館業法施行条例第7条第5号

宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項について、規則で定めるところにより説明すること。

### ⇒ 規則で定める説明方法

書面の備え付けその他適切な方法により、次に掲げる事項を宿泊者に応じた言語で行わなければならない。

### ⇒ 規則で定める説明事項

- ① 騒音の防止のために配慮すべき事項
- ② ごみの処理に関し配慮すべき事項
- ③ 前2号に掲げるもののほか、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

